

議案第22号

湯河原町国民健康保険条例の一部改正について

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月12日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の限度額及び軽減判定所得の算定方法等について、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

湯河原町国民健康保険条例（昭和34年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第11条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第16条の7第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の湯河原町国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(基礎賦課限度額) 第11条の6 第8条の4の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第11条の6の12 第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第16条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>29万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算	(基礎賦課限度額) 第11条の6 第8条の4の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第11条の6の12 第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第16条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算	

現 行	改 正 後	備 考
した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア (略) イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>54万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア (略) イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	

現 行	改 正 後	備 考
ア (略) イ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第16条の7 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする(第5項に掲げる場合を除く。))。 (1) (略) (2) (略)	ア (略) イ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第16条の7 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする(第5項に掲げる場合を除く。))。 (1) (略) (2) (略)	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第16条の4に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。 (1) (略)	2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第16条の4に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。 (1) (略)	

現 行	改 正 後	備 考
(2) (略) 6 (略) 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。	(2) (略) 6 (略) 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の湯河原町国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。	

湯河原町国民健康保険条例の一部改正の概要について

◆主な改正内容

1 賦課限度額の引き上げ【第11条の6、第11条の6の12】

国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を引き上げるもの。

区 分	限度額合計	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
現 行	<u>106万円</u>	<u>65万円</u>	<u>24万円</u>	17万円
改正後 (増加額)	<u>109万円</u> (+ 3 万円)	<u>66万円</u> (+ 1 万円)	<u>26万円</u> (+ 2 万円)	17万円 (増額なし)

2 軽減判定所得の引き上げ【第16条の4】

国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を引き上げるもの。

区 分	5割軽減	2割軽減
現 行	<u>29万5千円</u>	<u>54万5千円</u>
改正後 (増加額)	<u>30万5千円</u> (+ 1 万円)	<u>56万円</u> (+ 1 万5千円)

(例) 5割軽減の判定基準(世帯主と家族2人の3人世帯の場合)

【現 行】295,000円 × 3人 + 430,000円 = 1,315,000円

【改正後】305,000円 × 3人 + 430,000円 = 1,345,000円

上記額以下の場合に対象となります。(30,000円の増額)

(例) 2割軽減の判定基準(世帯主と家族2人の3人世帯の場合)

【現 行】545,000円 × 3人 + 430,000円 = 2,065,000円

【改正後】560,000円 × 3人 + 430,000円 = 2,110,000円

上記額以下の場合に対象となります。(45,000円の増額)